

第6章

みんなが誇れる まちを育む

行財政

自治

まちづくり



第6章 みんなが誇れる まちを育む

行財政

自治

まちづくり

第1節 町民・地域自治を育む

1. 地域コミュニティと自治の育成

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

地域と行政が一体となり地域コミュニティ活動を推進することにより、地域集会施設を利用した茶の間活動をする地域も増加しています。また、地域内での自治的な活動として体力の維持を兼ねたハイキング会や子どもを中心とした（餅つき大会等）行事、趣味や特技を生かした（蕎麦打ち会等）行事等多種多様な事業を展開しています。

〔基本目標〕

地域内で意見を出し合い、一人ひとりが地域の問題点の整理や将来展望等を考えていけるよう、自治会要望を的確に把握し地域のコミュニティ活動を推進します。また、地域での自主的活動が一層活発化し、地域コミュニティの中心として自立した組織となるよう支援を行います。

〔現況と課題〕

- まちづくりに対する地域からの要望が多様化・複雑化する中、町としてより細やかなまちづくりをするために、参加から協働へと歩みを進め、地域の方々と町とが協働し、どのような「まち」、どのような地域にしたいのかという思いや、地域の課題・問題点の解決に向けた取り組みを計画的に実施していくことが求められています。
- 多くの地域の方々と構成される自治会は地域コミュニティの中心であり、その自主的な活動を町が支援し、集会施設等を拠点とした地域づくりの補完に努めていくとともに、地域コミュニティ活動に対する財政的な支援や自治会の自立支援策となる補助事業のメニュー化を進め、地域自治の活性化を図っていく必要があります。また、自治会への加入は、比較的高い加入率ですので、これを維持できるように、自治会とともに努めていく必要があります。
- 地域コミュニティの拠点となる集会施設については、地元の負担等への理解を求めながら計画的に建設していく必要があります。
- 地域の取り組みの目標や方向性を地域の方々が中心に考え、地域の一人ひとりが自主的に地域コミュニティ活動を行えるための支援が求められています。
- 少子高齢・核家族化の進展や生活スタイルの変化により、地域における相互の信頼関係や人間関係の希薄化が進み、地域が抱える課題は複雑化してきています。自治会等の地域の組織では、役員の高齢化や、なり手不足、加入世帯数の減少と問題を抱えています。主な原因として、役員の仕事を敬遠する世帯や借家暮らしの若い単身世帯の増大が考えられ、自治会の特色を活かした地域コミュニティ活動が必要となります。



〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
自治会への加入率	94.5%	94.5%

〔実行計画の内容〕

施 策		①コミュニティ施設の活用と活動の活性化							
方針・目標		地域における様々な交流を通じて、コミュニティ意識の高揚を図り、自主的なコミュニティ活動の支援を進めます。 地域での様々な活動を支えるボランティアや活動の中心となる人材等の育成を進めるとともに、その活動を支援します。 地域の抱える様々な課題等について地域で解決していくことができる地域の仕組みづくりを進めます。 地域コミュニティの拠点として地域の公民館、集会施設等の有効活用を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
計画的な地域集会施設の建設 (再掲P103)	町					優先順位・自治会調整・整備▶			
地域集会施設等を利用した福祉活動等の展開	町民 町	継続実施▶				継続実施▶			

施 策		②コミュニティ活動に対する支援							
方針・目標		自治会の自主的な活動を行政が支援し、集会施設等を拠点とした地域づくりを進め、地域コミュニティ活動に対する財政支援や自治会の自立支援策として補助事業のメニュー化を行い、自治会の活性化を図ります。 また、地域コミュニティ等での様々な活動状況の情報発信を支援し、地域コミュニティ間の交流を促進していきます。 地域コミュニティ等の地域独自の取り組み・活動等への支援を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 活動団体の育成・支援	町	継続実施▶				継続実施▶			
自治会再編の支援	町民 町	継続実施▶				継続実施▶			
地域コミュニティのあり方の 検討・情報発信	町	研修 実施▶				▶			
地域コミュニティ活動交付金 制度の充実	町	継続実施▶				見直し▶			

2. 町民参加・主体のまちづくり

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民が行政運営やまちづくり等に直接参加できる環境がより整備、拡充され、地域住民と企業、町がともに考え、責任を担う協働のまちづくりが進められています。

その結果、町の資源や魅力を広く町民に知ってもらう機会が飛躍的に増加し、多くの町民の声をまちづくりに反映させることができています。また、町単独では解決できない問題等を町民が補完し、お互いが協力し合うことにより問題解決が迅速化される等、サービス供給や行政運営の効率化が図られています。

〔基本目標〕

町民主体のまちづくり体制の確立を目指して、自治基本条例を制定し、町と町民、地元の企業との協働のもとに、町の様々な施策において町民参加の機会拡充を図るとともに、町民の声を活かした行政サービスを展開します。

〔現況と課題〕

- 町民の方々からの要望が多様化・高度化し、厳しい財政状況、権限移譲や地方分権のさらなる進展等、これまでの行政主導を基本としたまちづくりだけでは対応ができなくなっており、限られた財源や人材を最大限に有効活用しながら、複雑・多様化する行政課題への対応にはこれまで以上の努力が求められ、特に優先課題への取り組みが必要となっています。そのため、町民等と一体となった協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 地域や、地域に住む町民の方々の実情をよく把握している自治会や地元企業の町づくりへの参加は、協働のまちづくりの推進にとって重要度が増しているため、自立した体制づくりを進めていく必要があります。
- 町民の方々等の町政への参加はますます重要になってきており、町民等の参加体制の確立や機会の拡充に努め、行政課題や優先課題等の解決を図る必要があります。
- 自治会やボランティア団体等の地域コミュニティによる公益的な活動が活発になるなかで、それぞれの個性ある活動に取り組むことができるよう協働によるまちづくりの仕組みの充実が必要になっています。
- 町政への町民参画の機会の拡充や町民等と町とがパートナーとして、公共を担う協働で進めるまちづくりの仕組みづくりが必要になっています。
- 町民の方々等が主体的なまちづくり活動に取り組むことができるよう、まちづくりの指針となる自治基本条例を定めていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
町民参加の機会の提供	・電子メール ・ホームページ ・パブリックコメント ・定期的な町民懇話会	・電子メール ・ホームページ ・SNS（*）導入 ・パブリックコメント ・定期的な地域懇話会 ・町長への手紙

* SNS とは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）のことで、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのことです。

〔実行計画の内容〕

施 策		①町民参加機会の充実							
方針・目標		各種委員会等に多くの町民が参加できるよう制度の改正等を進めるとともに、定期的な地域懇談会等の開催を進めます。 ホームページを活用し、町民アンケートの実施やパブリックコメントの募集等、町の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ります。 町民主体のまちづくりの指針となる自治基本条例の制定を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 地域懇話会等の定期的な開催	町	開催 →		開催 →		懇話会等の 定期的な開催 →			
パブリックコメントの実施	町	定期的な実施と 運用の見直し →				定期的な実施と 運用の見直し →			
◎重点〈まちづくり戦略〉 広報紙・ホームページ等を通じて町民の意見や声を求める場の充実	町	仕組みづくりの 実施・推進 →				仕組みづくりの 実施・推進 →			
町長への手紙制度の確立と運用	町					制度確立 → 制度運用 →			
自治基本条例の制定	町					調査・研究 → 制定作業 → 周知 → 運用 →			



3. 人権・男女共同参画

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

人権は、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものであり、町民が人権を護る町を目指しています。大人も、子どもも「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」ができています。

〔基本目標〕

人権問題における対策事業を進め、各種啓発活動の積極的な推進と充実を図ります。

また、男女が性別によって差別されることなく、個人としての尊厳と人権が守られ、社会のあらゆる分野で自己の持つ能力が発揮できる社会を目指します。

男女共同参画を進め、多角的に議論展開が行われ、より多くの町民ニーズを取り入れた政策実現を目指します。

〔現況と課題〕

- 女性や子ども、高齢者、障害児・障害者、外国籍住民等、偏見や差別意識等が複合して深刻な人権問題となっているケースや、インターネットによる他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権に関わる新たな問題も発生してきています。
- 人権啓発を進め、人権問題を自分の問題として考え、その解決に向けた自発的な行動をとることのできる社会づくりを目指していく必要があります。
- 関係機関とも連携を図りながら、それぞれの発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、子どもの頃から人権感覚の磨かれた子どもを育成していくことが求められています。
- 松田町では、男女共同参画社会を築きあげていくため、町民の方の意識改革を啓発する講演会・研修会や広報紙でのPRを進めていますが、女性の割合が1割に満たない審議会や委員会が多くあることから、さらなる意識啓発に取り組んでいく必要があります。
- これらを踏まえ、あらゆる分野で個人がそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会環境づくりが求められています。
- 女性や子ども、高齢者、障害児・障害者に対する虐待防止対策においては、特にDV対策については、要保護児童対策と一体的に進めることとなり、保健師、児童相談員等の専門的な支援体制により、関係機関との連携を図ります。
- 市町村における配偶者暴力対策の基本計画については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、「市町村は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」ものであり、この基本計画は単独の計画ではなく、男女共同参画に係る計画の一部として定めることも可能となっていることから、次期男女共同参画計画策定に併せて、配偶者暴力対策の基本計画を盛り込みます。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
地方自治法に基づく審議会等における女性の登用率	16.7%	30%
地方自治法に基づく委員会等における女性の登用率	4.5%	30%

〔実行計画の内容〕

施 策		①人権問題対策事業の実施							
方針・目標		現況に応じた人権問題に対応できるよう、相談員の知識の充実を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
人権相談窓口の充実	町	事業実施				事業実施			

施 策		②各種啓発活動の推進							
方針・目標		町民が人権について正しく理解し、行動がとれるよう啓発活動を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
人権啓発講演会の開催	町	事業実施				事業実施			

施 策		③行政における意思決定への女性の参画							
方針・目標		町の政策審議等の場へ、女性の積極的な参画を促進するとともに関係機関と連携を図り学習会や研修会を支援し、町の政策・方針づくりに女性の声をより多く反映させます。 町のホームページや広報紙で講座・セミナー等を掲載し、意識啓発に取り組めます。 まつだ女性プランの見直しを行うとともに、その施策を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
審議会等への女性の登用促進	町	見直し 事業の推進				見直し 事業の推進			

施 策		④社会環境整備の促進							
方針・目標		女性の就労機会の拡大や社会参画を進める環境を整えます。 国、県、近隣市町と連携して、雇用・労働環境の整備に取り組めます。 関係機関と協力し、講座や学習会を開催するとともに、各種の情報提供を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	
女性の社会参画を進める環境の整備	国 県 町	子ども・子育て支援 事業計画の準備・策定				計画推進			

第2節 創造的な行財政運営の推進

1. 行政運営

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民一人ひとりが、町から発信される情報を受けるばかりでなく、意見や提案を町に投げかけて、自ら主体的に行動することで、町と町民の双方向からの情報共有が行われています。

広報活動の充実により、町民と町がつながり、積極的な意見交換が可能となっています。

行政組織の効率化が進み、知識力・創造力のある職員が育成されるとともに、広報紙やホームページ等を通じて「松田町」をよく知ってもらえたことで、協働によるまちづくりが進んでいます。その結果、町民の声を反映したまちづくりが実現され、町民サービスや行政運営の効率化が図られています。

〔基本目標〕

社会経済の動向や地方分権のさらなる進展、町民意識の醸成といった行政を取り巻く環境の変化に対応し、町民の要望に応えるため、新たな行財政運営を推進します。

また、町と町民の双方向からの提案や情報共有を推進し、積極的な意見交換を可能とすることで、町民ニーズに対応した多様で的確な質の高いサービスの提供を推進します。

〔現況と課題〕

- 社会・経済情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、総合計画を着実に推進するためには、町民本位の開かれた町政のもとで、自治会や各種団体との一層の連携協力をはじめ、必要に応じて他の自治体等とも調整を図りつつ、分かりやすく、効果的・効率的に施策・事業を展開していく必要があります。
- 町ホームページのリニューアルを行ったことで、町民への情報提供等の充実が図られましたが、今後も町からの情報発信の方法や、1つでも多くの町民からの意見や提案を聞くことができる仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 昭和62年より行政改革に取り組み、社会経済情勢や町の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、今後についても意識して取り組む必要があります。
- 減り続ける職員数のなか、多様化・高度化する要望及び増え続ける業務量に対応することに精一杯となり、想像力を向上させるまでには至っていません。職員採用、組織改革等の改革を行う必要があります。
- 職員数同様に課の数についても減り続け、その結果各課、各係において担当する業務が多くなり、逆に効率よく進めることが困難となっている。
- 第4次行政改革では経費削減、人件費削減等を前面に行革を行ってきましたが、平成27年度以降の第5次行政改革では人、仕事、組織についての改革を行い、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質な公共サービスが確実に効率的に実施され、行政への多様化するニーズに柔軟かつ弾力的に対応するため、職員の質の向上を基に、想像力、発想力を磨き町民の声にこたえられる組織づくりを行う必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
ホームページアクセス件数	216,926件/年 (平均594件/日)	365,000件/年 (平均1,000件/日)

〔実行計画の内容〕

施 策		①行政改革の推進							
方針・目標		総合計画の目標達成のため、効率的な仕事の進め方や、効率的な組織体制と人員配置の見直しを行い、行政運営の効率化を進めます。また、町民の要望や、権限移譲、地方分権等に対応できる知識力や、厳しい経済情勢のなかにおいて行政課題を解決できる創造力のある、町民から理解されるような職員の育成を図ります。 また、庁用車の更新については、その使用状況や修繕等の状況を検証した上で、対応を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 効率的な仕事の進め方の導入	町	事業実施				事業実施			
組織体制の見直し	町	事業実施				事業実施			
定員適正化の推進	町	事業実施				事業実施			
◎重点〈まちづくり戦略〉 職員研修計画の実施	町	事業実施				事業実施			
職員接遇アンケートの実施	町	事業実施				事業実施			
庁用車の更新	町	事業実施				事業実施			

施 策		②広報・広聴活動の充実							
方針・目標		町民や町の活動を鮮度よくお知らせする広報紙・ホームページづくりを推進し、多様化する町民の生活やニーズに対応する広報活動の充実を図ります。 また、町民が積極的に自らのまちづくりに参加できる機会をつくり、町民と町が一体となって町づくりを行える体制を構築します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
広報紙・ホームページによる 情報発信の充実・改善	町	情報発信の充実・改善				情報発信の充実・改善			
◎重点〈まちづくり戦略〉 広報紙・ホームページ等を通じて町民の意見や声を求める場の充実（再掲P123）	町	仕組みづくりの実施・推進				仕組みづくりの実施・推進			

2. 財政運営

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町税や使用料等の公的な負担への関心、納付意識が高まり、町民が受益や能力に応じた適正な町民負担をしています。

限られた財源を有効に活用し、活力あるまちづくりに向けた、また、未来への財産をつくる事業へ重点的に取り組めるよう配慮された財政運営をしています。

〔基本目標〕

財政への理解、納税、納付意識の向上に努める一方で、負担の適正化、事業の効率化を進め、安定的効果的な財政運営を進めます。

〔現況と課題〕

- 現在の松田町の財政は、高齢化の進展を主な理由に、町税収入は一般会計歳入総額の概ね40%程度の16億円前後から、増加が見込めない状況にあり、町税収入を補うため、概ね30%を占める地方交付税、臨時財政対策債収入によって財源を確保している状況にあります。一方、歳出は、職員手当の削減等により人件費を抑制しているものの、公債費は臨時財政対策債に代表される町債の償還本格化により、高水準での推移が見込まれ、福祉施策の主軸となる扶助費、補助費等の経常的経費が増加傾向にあります。
- 今後も歳入の減少による厳しい財政運営を強いられることが予想されることから、一定の効果があつた行財政改革による効率的な行財政運営を推進し、経常収支比率に代表される指標を注視しながら、財政の健全化と投資的事業の実施についてバランスを重視しながら財政運営をしていく必要があります。また、定住促進を柱に重点化した施策の推進が求められています。
- 町民に対しても財政状況等をわかりやすく公表し、理解を図っていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
町税収納率	94.45%（H25実績）	98.00%
将来負担比率	69.80%（H25実績）	75.00%
経常収支比率	88.00%（H25実績）	90.00%

〔実行計画の内容〕

施 策		①財源の確保							
方針・目標		受益者負担の原則に基づき、使用料等の適正化を図るとともに、収納率の向上に取り組みます。 また、補助金等の有効活用とその確保を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 収納率の向上と体制の強化	町	収納率の向上と徴収体制の強化 				収納率の向上と徴収体制の強化 			
使用料等の見直しの検討	町	国民健康保険税率 下水道使用料の改定 使用料の改定 				継続的な見直し 			
		その他使用料等 継続的な見直し 				継続的な見直し 			

施 策		②財政状況の公表と町民の理解促進							
方針・目標		納税者意識を高めたり、行政運営への理解を深めるため、広報やホームページ等を活用して、財政状況の公表を行います。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
財政状況の公表	町	公表・検証 				公表・検証 			

施 策		③公共施設の計画的な管理							
方針・目標		各公共施設の老朽化等による更新時期等を一元的に管理し、計画的な更新を行うことで、財政負担の平準化を図ります。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
公共施設維持管理事業	町					事業の推進 			

3. 広域行政

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

公共施設の利用や住民票の発行等、身近な行政サービスを松田町内だけではなく、様々な場所でも受けることができ、町民の利便性が高まっています。また、広範囲に及ぶ業務や市町単独では量が少ない業務を複数の市町で取り組むことにより、効率的に業務を実施しています。

さらに、県西地域の課題や方向性を共有することで周辺市町との関係が深まり、地域が一体となることで県西地域の魅力が向上しています。

〔基本目標〕

身近な行政サービスを様々な場所で受けることができるよう、町民の利便性向上に取り組みます。また、複数の市町で実施する方が望ましい事業等について、定期的に周辺市町との協議、連絡調整の場を設け、地域の課題や方向性を共有していきます。

〔現況と課題〕

- 仕事や学業で役場に来庁できない方が、勤務地や学校の近く等で各種証明書を取得することできるように、広域証明発行サービスを平成24年10月1日から提供しています。小田原市、南足柄市、大井町、箱根町と共同で実施し、以前と比べて町民の利便性が向上しました。今後も引き続き制度の周知に努めるとともに、未参加の市町村に参加を呼びかけ、エリアを拡大していく必要があります。
- 消防（神奈川県西部広域消防運営協議会及び小田原消防本部）、一般廃棄物処理（足柄東部清掃組合）、し尿処理・休日急患診療所（足柄上衛生組合）等を広域で実施しています。また、小田原市斎場事務広域化協議会にて、斎場事務の広域化を推進しています。なお、県西地域2市5町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）では、平成25年3月31日に消防の広域化が実現しました。
- 神奈川県西部広域行政協議会（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）、足柄上地区広域行政協議会（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）、一市三町広域行政推進協議会（秦野市、中井町、大井町、松田町）、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議（富士山周辺に所在する神奈川県、山梨県、静岡県の市町村）を継続的に開催して、情報交換や地域の魅力発信に取り組んでいます。これらの会議では、研修や広報、観光振興等、日々の業務に関することだけではなく、県西の市町のあり方の研究や広域消防の検討等、特定課題に対する研究・検討も行っていますが、今後は、今まで以上に地域を活性化させるため、これらの会議を活用するだけでなく、新たな枠組みでの広域連携も検討する必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
広域証明書発行サービスの利用者及びエリアの拡大	190件 5自治体	250件 10自治体

〔実行計画の内容〕

施 策		①広域行政の推進							
方針・目標		関係市町村との連携・協調を図りつつ、広域的プロジェクト等の推進体制を強化し、より効果的・効率的な行政運営を進めます。 地方分権型社会の主役として、町民にとってより便利で理想的なまちづくりを進めます。 また、戸籍等の広域交付の利用者及びエリアの拡大を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
広域連携の強化による権限・財源の確保や広域的な組織づくりと各施策事業の実施	周辺市町 町	意見交換や協議の実施				意見交換や協議の実施			
斎場事務の広域化	周辺市町 町	調整・検討				設計、工事			供用 開始
ごみ処理の更なる広域化の検討	周辺市町 町	基礎調査				地元説明、諸計画の策定			
「広域証明発行サービス」事業の推進	周辺市町 町	準備				サービスの実施			

施 策		②国・県との連携強化							
方針・目標		国・県との綿密な連携を保ちながらも、必要な事業等の実施や支援等については、広域的な連携も活用して積極的に要望します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
各種施策の実現に向けた改正・要望等の実施	周辺市町 町	要望・提案				要望・提案			
◎重点〈まちづくり戦略〉 県西地域の活性化	県 周辺市町 町					ハイキングコースの 広域化推進			
						周辺市町と連携した町の魅力発信			

施 策		③姉妹町交流事業							
方針・目標		旧光町と昭和43年12月1日に姉妹町となり、平成18年3月27日光町が横芝町と合併し「横芝光町」となりましたが、引き続き教育・文化・スポーツ・産業等の交流事業をより一層深めることとし、平成18年11月3日に改めて姉妹町の盟約を締結したため、今後もさらに交流を深めていきます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
姉妹町交流事業の推進	町民 町	産業まつり交流の実施				産業まつり交流の実施			
		スポーツ交流等の実施				スポーツ交流等の実施			

施 策		④国際交流事業							
方針・目標		国平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人観光客等を受け入れる環境を整備し、誘致することで、地域の活性化を促します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎重点〈まちづくり戦略〉 国際交流事業の推進	町民 町					国際交流協会設立			
						町内イベントへの誘致 と観光案内版等の整備			
						受け入れ意識の醸成			



財政推計の目的

松田町の目指すべき未来に必要なものは、定住人口や交流人口の増加であり、また、少子高齢化の進行による社会保障費の増大や更新時期を迎える公共施設の老朽化などの課題に対し柔軟に対応していくことだと考えています。

このような状況のもと、松田町の将来像を描き、その実現に向かって計画的にまちづくりを進めるため、本アクションプログラムにおいて、さまざまな諸施策を掲げました。

これらを着実に展開し、行政サービスを提供し続けるためには、財政の健全性や弾力性を確保した財政運営を行っていく必要があります。このため、将来におけるまちづくりの基礎となる取り組みやサービスに必要なとなる中期的な財政見通しとなる財政推計を行いました。

財政推計

(単位：百万円)

区 分		決 算	予 算		予算（推計値）		
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歳入	一般財源	3,254	3,202	3,264	3,160	3,140	3,180
	内 町税	1,586	1,579	1,553	1,550	1,550	1,565
	譲与金・交付金	232	225	274	280	280	260
	内 地方交付税	859	850	835	840	840	860
	繰入金	1	71	141	0	0	0
	その他収入	292	227	236	250	250	260
	臨時財政対策債等	284	250	225	240	220	235
	特定財源	650	778	756	900	825	815
	内 国県支出金	501	624	588	670	650	650
	普通債	43	43	45	110	55	55
	その他特定財源	106	111	123	120	120	110
	歳入 合計	3,904	3,980	4,020	4,060	3,965	3,995
歳出	一般的行政経費	2,904	3,036	3,169	3,060	3,065	3,080
	内 人件費	857	875	918	900	890	885
	扶助費	517	549	556	557	560	560
	公債費	364	348	327	343	342	345
	管理的経費	660	729	760	650	650	670
	繰出金等	506	535	607	610	623	620
	投資的経費	740	944	851	1,000	900	915
	歳出 合計	3,644	3,980	4,020	4,060	3,965	3,995